

都市計画法開発許可申請の実務（ver. 3.8→4.0・令和7年5月1日施行） 新旧対照表

改正前 ver3.8	改正後（案） ver. 4.0	備考
【表紙】 都市計画法開発許可申請の実務（ <u>Ver. 3.8</u> ） <u>令和7年4月1日（改正版）</u> 京都府建設交通部建築指導課	【表紙】 都市計画法開発許可申請の実務（ <u>Ver. 4.0</u> ） <u>令和7年5月1日（改正版）</u> 京都府建設交通部建築指導課	バージョン数値の更新 発行日の時点修正
【本編各ページ共通・ヘッダー】 都市計画法開発許可申請の実務（ <u>Ver. 3.8</u> ）	【本編各ページ共通・ヘッダー】 都市計画法開発許可申請の実務（ <u>Ver. 4.0</u> ）	バージョン数値の更新
【1章－9】（開発許可制度の改正経過） （前略） (19) 令和4年の改正（宅地造成等規制法の一部を改正する法律関係）（令和5年5月26日施行） 宅地造成等規制法の抜本的改正に伴い、改正法による新たな規制区域に係る基準が法第33条第1項第7号の表に追加された。 <u>（新設）</u>	【1章－9】（開発許可制度の改正経過） （前略） (19) 令和4年の改正（宅地造成等規制法の一部を改正する法律関係）（令和5年5月26日施行） 宅地造成等規制法の抜本的改正に伴い、改正法による新たな規制区域に係る基準が法第33条第1項第7号の表に追加された。 (20) <u>京都府内における盛土規制法の本格施行（令和7年5月1日施行）</u> <u>府内での規制区域指定に伴い、宅地造成等規制法から宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）への抜本的な改正による経過措置が終了し、同法の本格施行が開始された。</u> <u>ア 府内全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のいずれかに指定された（指定日：令和7年5月1日）。</u> <u>イ 開発許可を受けるもののうち、盛土規制法の許可を要する規模の土地の形状の変更を伴うものに</u>	盛土規制法の本格施行

	<u>については、同法の技術基準（降雨強度20mm/10min(=120mm/h)等）への適合が必要となった。</u> ウ <u>開発許可に係る技術基準については、「宅地防災マニュアル」から「盛土等防災マニュアル」によるものへと取扱いが変更となった。</u>	
【1章－11】（京都府の都市計画区域） 3 都市計画区域の指定状況図（平成28年5月10日現在） （以下略）	【1章－11】（京都府の都市計画区域） 3 都市計画区域の指定状況図（令和7年5月1日現在） （以下略）	基準日の更新
【2章－9】（開発行為の定義） イ 土地の形状の変更 土地の形状の変更とは、<u>切土、盛土等</u>によって土地の形状を物理的に変更することをいう。 (ア) 土地の形状の変更に該当するもの ・ <u>切土又は盛土</u>を行うことにより敷地の高さを変更すること。 ・ 法面の勾配を変更して敷地の有効面積を変更すること。 (イ) 土地の形状の変更に該当しないもの ・ 建築物の建築工事に伴う土地の掘削（基礎、ドライエリアの工事等） ・ <u>土地の不陸の整正（その高低差が50cm以内であり、土砂の搬出入がない。）</u> ・ 建築物へのアプローチ、敷地への乗り入れ口その他建築物の外構工事と認められる<u>切土又は盛土</u> （以下略）	【2章－9】（開発行為の定義） イ 土地の形状の変更 土地の形状の変更とは、<u>盛土、切土等</u>によって土地の形状を物理的に変更することをいう。 (ア) 土地の形状の変更に該当するもの ・ <u>盛土又は切土</u>を行うことにより敷地の高さを変更すること。 ・ 法面の勾配を変更して敷地の有効面積を変更すること。 (イ) 土地の形状の変更に該当しないもの ・ 建築物の建築工事に伴う土地の掘削（基礎、ドライエリアの工事等） ・ <u>土地の整地等を目的とする高さが30cmを超えない盛土又は切土</u> ・ 建築物へのアプローチ、敷地への乗り入れ口その他建築物の外構工事と認められる<u>盛土又は切土</u> （以下略）	用語修正 盛土規制法との整合 用語修正
【2章－39～45】（宅地造成及び特定盛土等規制法の適用）	【2章－39～45】（宅地造成及び特定盛土等規制法の適用）	

<u>(新設)</u>	<u>第 7 節 宅地造成及び特定盛土等規制法の適用</u> (以下略)	都計法許可が盛土規制法のみなし許可となる場合の取扱い等に係る記載を追加
【 3 章－20】 (設計者の資格) (前略) (4) 登録講習機関が行う講習を修了した者（規則第 19 条第一号ト） 規則第 19 条第一号トの国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習を修了した者については、平成 27 年 7 月 10 日現在、一般財団法人全国建設研修センターが登録講習機関として国土交通省の登録を受けている。 (以下略)	【 3 章－20】 (設計者の資格) (前略) (4) 登録講習機関が行う講習を修了した者（規則第 19 条第一号ト） 規則第 19 条第一号トの国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習を修了した者については、令和 7 年 5 月 1 日現在、一般財団法人全国建設研修センターが登録講習機関として国土交通省の登録を受けている。 (以下略)	基準日の更新
【 3 章－21～23】 (設計者の資格) <u>(新設)</u>	【 3 章－21～23】 (設計者の資格) <u>3 宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける開発行為</u> (以下略)	都計法許可が盛土規制法のみなし許可となる場合の設計者の資格要件に係る記載を追加
【 5 章－ 7】 (用途制限への適用) (前略) (1) 目的 開発行為の段階で <u>あらかじめ</u> 予定建築物等の用途が用途制限に適合しているかを審査して建築物の建築又は特定工作物の建設の際に予定建築物等の立地が否定されることを避けることを目的とする。 (以下略)	【 5 章－ 7】 (用途制限への適用) (前略) (1) 目的 開発行為の段階で予定建築物等の用途が用途制限に適合しているかを審査して建築物の建築又は特定工作物の建設の際に予定建築物等の立地が否定されることを避けることを目的とする。 (以下略)	記載の見直し

【５章－10】（道路の技術基準） （前略） 道路の幅員は、以下のとおりとする。 <u>（「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」（昭和58年8月2日付け建設省計民発第54号）</u> （以下略）	【５章－10】（道路の技術基準） （前略） 道路の幅員は、以下のとおりとする。 <u>（削る。）</u> （以下略）	記載の見直し
【５章－31】（排水施設の技術基準） （前略） 以下、本号において特記のない事項は、『<u>〔第三次改訂版〕宅地防災マニュアルの解説（宅地防災研究会）</u>』を参照すること。 （以下略）	【５章－31】（排水施設の技術基準） （前略） 以下、本号において特記のない事項は、『<u>盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）</u>』を参照すること。 （以下略）	参照資料の改訂
【５章－32】（排水施設の技術基準） （前略） r は降雨強度 20mm/15min=80mm/h （ただし、<u>盛土規制法による規制区域（令和4年改正法によりなお従前の例によることとされる旧宅造法による規制区域も含む。）はその基準による。</u>） （以下略）	【５章－32】（排水施設の技術基準） （前略） r は降雨強度 20mm/15min=80mm/h （ただし、<u>盛土規制法によるみなし許可の場合はその基準による。</u>） （以下略）	旧規制区域の廃止に伴う記載の見直し
【５章－38】（災害防止措置の技術基準） （前略） 以下、本号において特記のない事項は、『<u>〔第三次改訂版〕宅地防災マニュアルの解説（宅地防災研究会）</u>』を参照すること。	【５章－38】（災害防止措置の技術基準） （前略） 以下、本号において特記のない事項は、『<u>盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）</u>』を参照すること。	参照資料の改訂
【５章－39】（災害防止措置の技術基準） (3) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び津波災害特別警戒区域	【５章－39】（災害防止措置の技術基準） (3) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び津波災害特別警戒区域	

法第 33 条第 1 項第七号の表に規定する区域（<u>令和 4 年改正法によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法による規制区域も含む。</u>）は、次の所管窓口にて確認のこと。 <table><tr><th>区域</th><th>所管窓口</th></tr><tr><td>宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域</td><td><u>未指定のため未定</u> <u>なお、令和 4 年改正法による改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の所管窓口は次のとおり。</u> <u>・ 乙訓土木事務所 建築住宅課</u> <u>・ 山城北土木事務所 建築住宅課 開発指導係</u></td></tr><tr><td>特 定 盛 土 等 規 制 区 域</td><td>未指定のため未定</td></tr><tr><td>津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域</td><td>府<u>防災消防企画課</u></td></tr></table>	区域	所管窓口	宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	<u>未指定のため未定</u> <u>なお、令和 4 年改正法による改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の所管窓口は次のとおり。</u> <u>・ 乙訓土木事務所 建築住宅課</u> <u>・ 山城北土木事務所 建築住宅課 開発指導係</u>	特 定 盛 土 等 規 制 区 域	未指定のため未定	津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域	府 <u>防災消防企画課</u>	法第 33 条第 1 項第七号の表に規定する区域は、次の所管窓口にて確認のこと。 <table><tr><th>区域</th><th>所管窓口</th></tr><tr><td>宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域</td><td><u>府建築指導課</u> <u>（窓口：各区域を所管する土木事務所建築住宅課）</u></td></tr><tr><td>特 定 盛 土 等 規 制 区 域</td><td><u>府経営支援・担い手育成課（農地他）</u> <u>府森の保全推進課（森林）</u> <u>（窓口：各区域（乙訓除く）を所管する広域振興局森づくり振興課又は農商工連携・推進課）</u></td></tr><tr><td>津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域</td><td>府<u>災害対策課</u></td></tr></table>	区域	所管窓口	宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	<u>府建築指導課</u> <u>（窓口：各区域を所管する土木事務所建築住宅課）</u>	特 定 盛 土 等 規 制 区 域	<u>府経営支援・担い手育成課（農地他）</u> <u>府森の保全推進課（森林）</u> <u>（窓口：各区域（乙訓除く）を所管する広域振興局森づくり振興課又は農商工連携・推進課）</u>	津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域	府 <u>災害対策課</u>	区域指定に伴う所管窓口の整備
区域	所管窓口																	
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	<u>未指定のため未定</u> <u>なお、令和 4 年改正法による改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の所管窓口は次のとおり。</u> <u>・ 乙訓土木事務所 建築住宅課</u> <u>・ 山城北土木事務所 建築住宅課 開発指導係</u>																	
特 定 盛 土 等 規 制 区 域	未指定のため未定																	
津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域	府 <u>防災消防企画課</u>																	
区域	所管窓口																	
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	<u>府建築指導課</u> <u>（窓口：各区域を所管する土木事務所建築住宅課）</u>																	
特 定 盛 土 等 規 制 区 域	<u>府経営支援・担い手育成課（農地他）</u> <u>府森の保全推進課（森林）</u> <u>（窓口：各区域（乙訓除く）を所管する広域振興局森づくり振興課又は農商工連携・推進課）</u>																	
津 波 災 害 特 別 警 戒 区 域	府 <u>災害対策課</u>																	
(4) 地盤の沈下等による災害の防止（軟弱な地盤）（令第 28 条第一号） 河川沿いの平野部や海岸沿いの平坦な土地、湖沼や谷などの区域は、軟弱地盤が予想されるので、地盤の沈下等を防止するために地盤の調査を実施すること。 （<u>地盤の調査には、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、コーン貫入試験等がある。</u>） （中略）	(4) 地盤の沈下等による災害の防止（軟弱な地盤）（令第 28 条第一号） 河川沿いの平野部や海岸沿いの平坦な土地、湖沼や谷などの区域は、軟弱地盤が予想されるので、地盤の沈下等を防止するために地盤の調査を実施すること。 （<u>地盤の調査には、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等がある。</u>） （中略）	用語修正																

(イ) 粘性土 - 標準貫入試験で得られるN値が2以下 <u>スウェーデン式サウンディング試験</u>において、1 kN以下の荷重で自沈する。 (中略) (ウ) 砂質土 - 標準貫入試験で得られるN値が10以下 <u>スウェーデン式サウンディング試験</u>において半回転数(N_{sw})が50以下 (以下略)	(イ) 粘性土 - 標準貫入試験で得られるN値が2以下 <u>スクリュウエイト貫入試験</u>において、1 kN以下の荷重で自沈する。 (中略) (ウ) 砂質土 - 標準貫入試験で得られるN値が10以下 <u>スクリュウエイト貫入試験</u>において半回転数(N_{sw})が50以下 (以下略)	
【5章－41】（災害防止措置の技術基準） (前略) 崖面は、擁壁で覆うことを原則とする。（擁壁は<u>(6)</u>に記載） <u>（新設）</u> (以下略)	【5章－41】（災害防止措置の技術基準） (前略) 崖面は、擁壁で覆うことを原則とする。（擁壁は<u>(9)</u>に記載） <u>盛土規制法施行令第15条第1項の規定により、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）は、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずること。</u> <u>盛土規制法施行令第15条第2項の規定により、盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面、排水勾配を付した盛土若しくは切土の上面又は道路の路面などは除く。）は、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずること。</u> (以下略)	誤記修正 崖面以外の地表面の保護方法の記載を追加
【5章－42】（災害防止措置の技術基準） (前略) a <u>切土法面（崖面）</u>の形状 (中略)	【5章－42】（災害防止措置の技術基準） (前略) a <u>切土法面</u>の形状 (中略)	記載の見直し

b <u>盛土法面（崖面）</u> の形状 (以下略)	b <u>盛土法面</u> の形状 (以下略)	
【5章－45】（災害防止措置の技術基準） (前略) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）第23条第1項の規定により設置する擁壁（義務設置擁壁。以下「擁壁」という。）は、規則第27条の規定及びこの指針によるほか、「<u>〔第三次改訂版〕宅地防災マニュアルの解説</u>」（宅地防災研究会）を参照の上、適切に設計及び施工すること。 (中略) 規則第23条第1項の規定により設置する擁壁は、規則第27条の規定及び開発行為において設置する擁壁の構造指針によることとし、これらに規定がない事項は『<u>〔第三次改訂版〕宅地防災マニュアルの解説（宅地防災研究会）</u>』を参照すること。 (以下略)	【5章－45】（災害防止措置の技術基準） (前略) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）第23条第1項の規定により設置する擁壁（義務設置擁壁。以下「擁壁」という。）は、規則第27条の規定及びこの指針によるほか、「<u>盛土等防災マニュアルの解説</u>」（盛土等防災研究会）を参照の上、適切に設計及び施工すること。 (中略) 規則第23条第1項の規定により設置する擁壁は、規則第27条の規定及び開発行為において設置する擁壁の構造指針によることとし、これらに規定がない事項は『<u>盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）</u>』を参照すること。 (以下略)	参照資料の改訂
【5章－46】（災害防止措置の技術基準） (前略) (2) 地上高さ（練積み造については擁壁の背面直後に盛土法面が存在する場合は、その盛土法面高さも地上高さに含む。以下同じ。）が10メートルを超える擁壁は認めない。また、擁壁の地上高さh_2が5メートルを超える擁壁は、練積み造とすることはできない。	【5章－46】（災害防止措置の技術基準） (前略) (2) 地上高さ（練積み造については擁壁の背面直後に盛土法面が存在する場合は、その盛土法面高さも地上高さに含む。以下同じ。）が10メートルを超える擁壁は認めない。また、擁壁の地上高さh_2が5メートルを超える擁壁は、練積み造とすることはできない。<u>ただし、当該指針の施行又は適用の際に現に存する擁壁で、都市計画法第29条第1項による開発許可を受け、かつ同法第36条第2項による検査済証の交付を受けたものが、当該指針の規定に適合せず、又は適合しな</u>	既存不適格の要件の記載を追加

(以下略)	<u>い部分を有する場合において、当該擁壁に対しては、安全性の確認をもって当該指針の規定を適用しない。</u> (以下略)															
【５章－４７】 （災害防止措置の技術基準） （前略） (2) 練積み造擁壁は、政令第 <u>８条</u> に定められた構造とする。 （中略） 練積み造擁壁は、 <u>宅地造成等規制法施行令第８条</u> に規定する構造とすること。	【５章－４７】 （災害防止措置の技術基準） （前略） (2) 練積み造擁壁は、政令第 <u>１０条</u> に定められた構造とする。 （中略） 練積み造擁壁は、 <u>盛土規制法施行令第１０条</u> に規定する構造とすること。	引用条項ずれ														
【５章－４８】 （災害防止措置の技術基準） （前略） ウ 最大接地圧が、地盤の <u>極限支持力以下</u> であること。 （以下略）	【５章－４８】 （災害防止措置の技術基準） （前略） ウ 最大接地圧が、地盤の <u>極限支持力度以下</u> であること。 （以下略）	用語修正														
【５章－５０】 （災害防止措置の技術基準） （前略） <table border="1" data-bbox="257 877 869 1104"> <tr> <th>背面土の土質</th><th rowspan="4">～中略～</th><th>内部摩擦角（度）</th></tr> <tr> <td>岩砕、礫質土</td><td rowspan="3">略</td></tr> <tr> <td>砂質土</td></tr> <tr> <td>粘性土</td></tr> </table> （以下略）	背面土の土質	～中略～	内部摩擦角（度）	岩砕、礫質土	略	砂質土	粘性土	【５章－５０】 （災害防止措置の技術基準） （前略） <table border="1" data-bbox="974 877 1585 1104"> <tr> <th>背面土の土質</th><th rowspan="4">～中略～</th><th>内部摩擦角（度）</th></tr> <tr> <td><u>砂利又は砂</u></td><td rowspan="3">略</td></tr> <tr> <td>砂質土</td></tr> <tr> <td><u>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</u></td></tr> </table> （以下略）	背面土の土質	～中略～	内部摩擦角（度）	<u>砂利又は砂</u>	略	砂質土	<u>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</u>	盛土規制法施行令別表との整合
背面土の土質	～中略～		内部摩擦角（度）													
岩砕、礫質土			略													
砂質土																
粘性土																
背面土の土質	～中略～	内部摩擦角（度）														
<u>砂利又は砂</u>		略														
砂質土																
<u>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</u>																
【５章－５１】 （災害防止措置の技術基準） （前略） (5) 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数 μ は、 <u>標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験等の土質試験結果に基づき次式により算出する。</u>	【５章－５１】 （災害防止措置の技術基準） （前略） (5) 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数 μ は、 <u>原則として土質試験結果に基づき次式により算出する。</u>	盛土規制法施行令別表及び盛土等防災マニュアルとの整合														

(中略) <table><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</td><td>0.3</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (以下略)	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	0.3							(中略) <table><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）</td><td>0.3</td></tr></table> (以下略)	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3															
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	0.3																									
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3																									
【 5 章－52】（災害防止措置の技術基準） (前略) <table><tr><td>砂質地盤</td><td>50 キロニュートン</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>粘土質地盤</td><td>20 キロニュートン</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table> (中略) (3) スウェーデン式サウンディング試験による方法 (以下略)	砂質地盤	50 キロニュートン					(中略)		粘土質地盤	20 キロニュートン	(新設)		(新設)		【 5 章－52】（災害防止措置の技術基準） (前略) <table><tr><td>砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）</td><td>50 キロニュートン</td></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>粘土質地盤</td><td>20 キロニュートン</td></tr><tr><td>堅いローム層</td><td>100 キロニュートン</td></tr><tr><td>ローム層</td><td>50 キロニュートン</td></tr></table> (中略) (3) スクリーウエイト貫入試験による方法 (以下略)	砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50 キロニュートン	(中略)		粘土質地盤	20 キロニュートン	堅いローム層	100 キロニュートン	ローム層	50 キロニュートン	建築基準法施行令との整合 用語修正
砂質地盤	50 キロニュートン																									
(中略)																										
粘土質地盤	20 キロニュートン																									
(新設)																										
(新設)																										
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50 キロニュートン																									
(中略)																										
粘土質地盤	20 キロニュートン																									
堅いローム層	100 キロニュートン																									
ローム層	50 キロニュートン																									
【 5 章－53】（災害防止措置の技術基準） (前略) (7) 擁壁の安定性に関する検討は震度法によることとし、その際に用いる設計水平震度は次式により算出する。 $k_h=\triangle_1\times\triangle_2\times\triangle_3\times k_0$ ここに、k_h：設計水平震度 $\triangle_1$：地域別補正係数 $\triangle_2$：地盤別補正係数	【 5 章－53】（災害防止措置の技術基準） (前略) (7) 擁壁の安定性に関する検討は震度法によることとし、その際に用いる設計水平震度は次式により算出する。 $k_h=c_z\times k_0$ ここに、k_h：設計水平震度 c_z：地域別補正係数 (削る。)	盛土等防災マニュアルとの整合																								

$\triangle_3$: 用途別補正係数 k_0 : 標準設計水平震度 (中略) ウ 地盤別補正係数は良好な洪積地盤又は岩盤では 0.8、沖積地盤のうち軟弱地盤では 1.2、これらいずれにも属さない洪積地盤又は沖積地盤は 1.0 とする。 エ 用途別地盤係数は 1.0 とするが、ゴルフ場、公園、緑地、運動場、墓地等で常に人が居住しない箇所に設置される擁壁においては、0.9 とすることができる。 (以下略)	(削る。) k_0 : 標準設計水平震度 (中略) (削る。) (削る。) (以下略)							
【5 章－54】 (災害防止措置の技術基準) (前略) エ 突起を設置する場合の滑動に対する検討は、「道路土工－擁壁工指針」(日本道路協会) P74 を参照のこと。 (中略) 「「道路土工－擁壁工指針」(日本道路協会) P74」は、「道路土工－擁壁工指針(平成 24 年度版 公益社団法人日本道路協会) P115 [参考 5－2]」と読み替えること。	【5 章－54】 (災害防止措置の技術基準) (前略) エ 突起を設置する場合の滑動に対する検討は、「道路土工－擁壁工指針」(日本道路協会) P115 を参照のこと。 (中略) (削る。) 	記載の見直し						
【5 章－60】 (災害防止措置の技術基準) (前略) (7) 擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を_____コンクリートで補強すること。 (以下略)	【5 章－60】 (災害防止措置の技術基準) (前略) (7) 擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。 (以下略)	盛土等防災マニュアルとの整合						
【5 章－62】 (災害危険区域等の除外) (前略) <table border="1"> <tr> <td>浸水被害 防止区域</td><td>特定都市河川浸 水被害対策法</td><td>－(令和 4 年 4 月 1 日現在指定なし)</td></tr> </table>	浸水被害 防止区域	特定都市河川浸 水被害対策法	－(令和 4 年 4 月 1 日現在指定なし)	【5 章－62】 (災害危険区域等の除外) (前略) <table border="1"> <tr> <td>浸水被害 防止区域</td><td>特定都市河川浸 水被害対策法</td><td>－(令和 7 年 5 月 1 日現在指定なし)</td></tr> </table>	浸水被害 防止区域	特定都市河川浸 水被害対策法	－(令和 7 年 5 月 1 日現在指定なし)	基準日の更新
浸水被害 防止区域	特定都市河川浸 水被害対策法	－(令和 4 年 4 月 1 日現在指定なし)						
浸水被害 防止区域	特定都市河川浸 水被害対策法	－(令和 7 年 5 月 1 日現在指定なし)						

(以下略)	(以下略)	
【目次】 (前略) 第2章 開発行為（法第4条・29条・34条の2・35条・79条） (中略) 第6節 許可等の条件（法第79条）……………2章-38 <u>（新設）</u> 第3章 開発許可申請（法第30条・31条・35条の2・78条・86条） (中略) 第5節 設計者の資格（法第31条）……………3章-18 <u>（目次に追加）</u> <u>（目次に追加）</u> <u>（項目新設）</u> 第4章 公共施設の管理者の同意及び土地の帰属（法第32条・39条・40条） (以下略)	【目次】 (前略) 第2章 開発行為（法第4条・29条・34条の2・35条・79条） (中略) 第6節 許可等の条件（法第79条）……………2章-38 <u>第7節 宅地造成及び特定盛土等規制法の適用</u> ……………2章-39 <u>1 都市計画法の手続きが盛土規制法の手続きとみなされるもの</u>……………2章-42 <u>2 開発許可後に別途必要となる盛土規制法の手続き</u>……………2章-43 <u>3 盛土規制法の適用を受ける開発許可の注意事項</u> ……………2章-44 第3章 開発許可申請（法第30条・31条・35条の2・78条・86条） (中略) 第5節 設計者の資格（法第31条）……………3章-18 <u>1 1ha以上20ha未満の開発行為</u>……………3章-20 <u>2 20ha以上の開発行為</u>……………3章-20 <u>3 宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける開発行為</u>……………3章-21 第4章 公共施設の管理者の同意及び土地の帰属（法第32条・39条・40条） (以下略)	都計法許可が盛土規制法の みなし許可となる場合の記 載を追加 都計法許可が盛土規制法の みなし許可となる場合の記 載を追加